



テニール用バットのSG基準

一般財団法人製品安全協会改正・29 安全業G第107号・2017年12月21日

ティーボール用バット専門部会委員

氏名	所属
○臼井 健介	芝浦工業大学名誉教授
伊東 勝徳	ナガセケンコー（株）
岩瀬淳一郎	（株）白惣
大口 達郎	（一財）ボーケン品質評価機構
岡 正人	内外ゴム（株）
奥野 祐一	（一財）日本文化用品安全試験所
崎坂 徳明	（一財）全日本野球協会
佐藤 秀喜	（株）アカバネ
中山 雅文	（株）エスエスケイ
時枝 健一	ゼットクリエイト（株）
橋詰 直之	日本シャフト（株）
橋本 隆一	（株）アシックス
波多 茂	（株）SSプロダクト
花嶋 伸	ミズノ（株）
藤井 宏康	藤井金属化工（株）
丸山 克俊	（NPO）日本ティーボール協会
前村 健司	アメアスポーツ ジャパン（株）
吉村 正	（NPO）日本ティーボール協会
横田 博之	（公財）日本ソフトボール協会

○：専門部会長

（関係者） 経済産業省商務情報政策局製品安全課
経済産業省製造産業局生活製品課

事務局 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

ティーボール用バットのSG基準

SG Standard for Teeball Bat

1. 基準の目的

この基準は、ティーボール用バットの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ティーボールに用いる金属製、繊維強化プラスチック製等のバット(以下「バット」という。)について適用する。

3. 種類

バットの種類は、次のとおりとする。

- (1) 中学生用:中学生の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
- (2) 小学生高学年用:小学生高学年の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
- (3) 小学生中学年・低学年用:小学生中学年及び低学年の年令の者を対象として設計・製造されたもの。

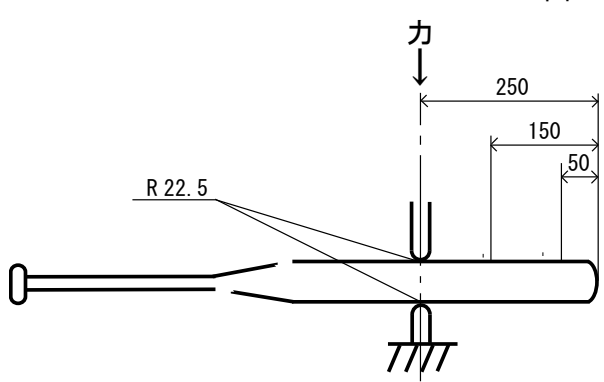
注意)1) 種類の表示のないものにあつては中学生用として確認するものとする。

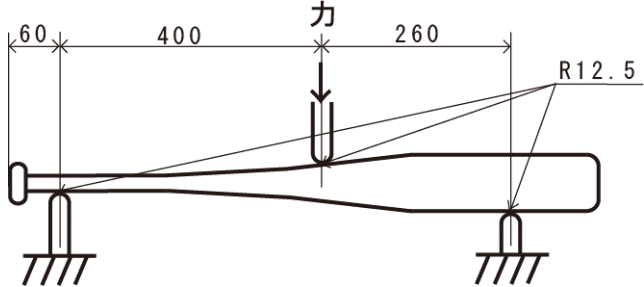
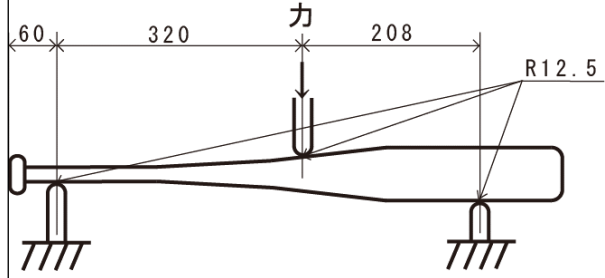
- 2) 「小学生中学年・低学年用」として設計・製造されたものであつても、『4. 安全性品質』において「小学生高学年用」の規程に満足するものは「小学生高学年用」として確認できるものとする。
- 3) 『4. 安全性品質』において「小学生高学年用」の規程に満足するものは「小学生高学年用」及び「小学生中学年・低学年用」の表示を「小学生用」と表示できるものとする。

4. 安全性品質

バットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	1. バットの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。 (2) バット外表面には、ひび、割れ、その他の強度を害する欠点がないこと。 (3) バットの先端部及びグリップエンドは、丸みを持っていること。	1. (1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。 (3) 目視、触感等により確認すること。

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 強度</p>	<p>(4) グリップ部には、滑りを止める処置を施していること。</p> <p>(5) 先端部及びグリップエンドノブは本体と確実に固定されていること。また、使用に伴う衝撃等によって、容易に離脱しないこと。</p> <p>(6) グリップエンドノブの高さは8mm以上であること。</p> <p>(7) バットの打球部外表面は柔軟性のある材質のもので覆われていること。また、打球部を20mm変位させる圧縮試験を行ったときの力は200N以上350N以下であること。</p> <p>2. 三点曲げ試験を行ったとき、規定の力を加えてもバットは破壊しないこと。</p> <p>また、更に破壊するまでの力を加えたとき、折損分離せず、使用者の身体に危害を加えるような破壊様相でない</p>	<p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(5) 切断して、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6) グリップエンドノブの直径からグリップエンドから30mmの位置の直径を差し引いた長さ$\frac{1}{2}$を乗じて得た差異が、8mm以上であることをノギス等により測定して確認すること。</p> <p>(7) バットの打球部外表面には、金属、繊維強化プラスチック等の硬質な材質が露出しておらず、柔軟な材質で覆われていることを目視、触感等で確認すること。また、図1に示すように、バット先端部から50mm、150mm、250mmの位置に力を加える圧縮試験をおこなったとき、20mm変位させるために加えた力が200N以上350N以下であることを確認すること。</p> <p style="text-align: right;">単位:mm</p>  <p style="text-align: center;">図1 打球部の圧縮試験</p> <p>2. 図2に示すように、支点間距離を660mmとし、作用点をグリップ側の支点から400mmの位置とした三点曲げ試験を行ったとき、表1の力を加えてもバットが破壊しないことを確認すること。</p> <p>また、更に破壊するまでの力を加えたときの破壊の様相を確認すること。</p> <p>なお、バット全長が短い等の関係から、660mmの</p>

項目	基準	基準確認方法								
	こと。	<p>支点間距離を確保できないものにあつては、支点間距離及び作用点の位置に関する比率を保った上で支点間距離を500mmの範囲内で任意の距離とすることができるものとし、規定値に対して設定した比率の逆数を乗じた力を加えてもバットが破壊しないことを確認すること。</p> <p>表1 三点曲げ試験の規定値</p> <table border="1" data-bbox="852 622 1406 824"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生用</td> <td>1500N</td> </tr> <tr> <td>小学生高学年用</td> <td>1300N</td> </tr> <tr> <td>小学生中学年・低学年用</td> <td>1100N</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: mm</p>  <p>図2 三点曲げ試験</p> <p>支点間距離を20%短くした場合の例</p> <p>支点間距離は528mmで、作用点はグリップ側の支点から320mmの位置となる。</p> <p>小学生高学年用のものの場合であれば、規定値は1625Nとなる。</p> <p>($1300 \times 5/4 = 1625$) (逆数の10/8を乗じた)</p> <p>単位: mm</p>  <p>例図 支点間距離を20%短くした三点曲げ試験</p>	種類	力	中学生用	1500N	小学生高学年用	1300N	小学生中学年・低学年用	1100N
種類	力									
中学生用	1500N									
小学生高学年用	1300N									
小学生中学年・低学年用	1100N									

5. 表示及び取扱説明書

バットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 種類又はその略号</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の内容を記載した取扱説明書を添付すること。ただし、以下の(1)から(5)を製品本体に容易に消えない方法により表示してあるもの、または、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識(△)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。</p> <p>ただし、以下に該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 用途にあったバットを使用すること。</p> <p>また、静止したティーボール用のボール以外のものを打撃しないこと。</p> <p>(3) 使用する前には必ずバットの各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>また、各部にき裂、破損、へこみ、曲がり、ゆるみなどの異状を生じた場合は使用しないこと。</p> <p>(4) バットを傷付けないように努めること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> <p>2. 専門用語、略号、あて字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等により、より認識しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(2)、(3)、(4)については安全警告認識等を併記したり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等により、より認識しやすいものであることを確認すること。</p>